

構成		国の基本指針（案）	
計画の作成に関する基本的事項及び方向性			
1	区域の設定		
	(1) 区域設定の趣旨	◆県設定区域の趣旨及び内容等を定める。 (場合によっては、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定)	必須記載事項
	(2) 区域の内容		
2	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期		
	(1) 各年度における教育・保育の量の見込み	◆県全域及び県設定区域ごとに、各年度における認定区分ごとの教育・保育の必要利用定員総数を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示す。	必須記載事項
	(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等		
	①実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	◆県全域及び県設定区域ごとに、各年度における特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。	
	②都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方	◆認定こども園及び保育所に関する認可の申請があった場合において、県設定区域における認定区分ごとの利用定員の総数が必要利用定員総数に既に達しているか、当該施設の設置によって必要利用定員総数を超過すると認められるときは認可しないことができることなど、需給調整の考え方を定める。 ◆認定こども園への移行促進のため、認可・認定の基準となる必要利用定員総数に“加算する数”を定める。	
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保		
	(1) 認定こども園の普及に係る考え方	◆県全域及び県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方を定める。 ◆幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の県が行う必要な支援に関する事項を定める。 ◆教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方を定める。 ◆地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方を定める。	必須記載事項
	(2) 都道府県設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期		
	(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方		
	(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等		
	(5) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策		
	(6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携		
	(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策		
4	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	◆保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定める。	必須記載事項
5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携		
	(1) 児童虐待防止対策の充実	◆各段階での切れ目のない総合的な対策を講じ、関係機関の連携及び情報共有により地域全体で子どもを守る体制を充実 (児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証等の施策)	必須記載事項
	(2) 社会的養護体制の充実	◆本体施設、グループホーム、里親等を概ね3分の1ずつの割合にすることを目標として必要事業量を設定し、計画的な体制整備を推進 (家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、子どもの権利擁護の推進)	
	(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	◆母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、これに則した県の母子家庭及び寡婦自立促進計画により、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として、総合的な自立支援を推進	
	(4) 障害児施策の充実等	◆市町村の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう県は専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障害に応じた専門医療機関の確保等のほか、教育支援体制の整備を図るなど、総合的な取組みを推進	
6	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整		
	(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整	◆市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合など、必要に応じて、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、市町村間で調整を行い、調整が整わない場合は県が広域的な見地から調整	任意記載事項
	(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整	◆市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めるときは県知事に協議を行う。県は、設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ市町村と協議	
7	教育・保育情報の公表	◆教育・保育情報の公表に係る実施体制の整備を始めとする教育保育情報の公表に関する事項を定める。	任意記載事項
8	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携		
	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）	◆労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発、働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集・提供、取り組む企業の認証・認定等社会的評価の促進等の取組みを推進	任意記載事項
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	◆市町村と連携しながら、広域的観点から認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開	
幼児期の教育・保育基盤の確保・整備			
1	県全域		
	(1) 教育・保育の量の見込み、教育・保育及び地域型保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期		(記載なし)
	(2) 認定こども園の目標設置数及び設置時期		
2	●●●区域 ※以下各区域ごと記載		
	(1) 教育・保育の量の見込み、教育・保育及び地域型保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期		必須記載事項
	(2) 認定こども園の目標設置数及び設置時期		